

平成27年 2 月 20 日

佐渡市訓令第 3 号

佐渡市地方創生総合戦略策定・推進本部設置要綱

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、本市におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、全庁的にその推進を図るため、佐渡市地方創生総合戦略策定・推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 各施策の推進に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、総合政策監、会計管理者、課長（佐渡市行政組織条例（平成22年佐渡市条例第 1 号）に規定する課及び佐渡市教育委員会事務局組織規則（平成22年佐渡市教育委員会規則第 3 号）に規定する課の課長をいう。）、消防長、議会事務局長、両津病院管理部長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長その他本部長が必要と認める者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部員の中から前条の所掌事務を統括する者（以下「事務統括者」という。）を指名する。
- 5 事務統括者は、本部長又は副本部長の命を受けて、第 7 条の規定により設置される部会を掌理する。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部会以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(議事)

第6条 本部会議の議事は、本部長又は副本部長が掌理する。

2 本部長又は副本部長は、議事運営上必要があるときは、当該事案について関係職員を出席させ、又は説明させることができる。

(部会の設置)

第7条 本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

2 部会長、副部会長及び部会員は、本部長が指名する。

3 部会は、本部長から付託された事項の調査又は研究を行い、課題解決のための素案を作成し、本部会議に報告する。この場合において、部会長は、事前に事務統括者及び他の部会長との協議を経なければならない。

4 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

5 部会長は、部会を総括し、副部会長は、部会長を補佐する。

6 副部会長は、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第8条 本部及び部会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年2月20日から施行する。